

2024 年 10 月 24 日

清水総合開発(株)御中

旧市川氏邸(西荻北二丁目6番2号)において 2023 年7月 3 日に開始された解体工事により旧市川氏邸敷地外に搬出されたコンクリートがら(以下、「搬出済みコンクリートがら」という)、2024 年 10 月現在、旧市川氏邸に残存しているコンクリートがら(以下、「残存コンクリートがら」という)及びコンクリート土台、旧市川氏邸において貴社が予定されている「新たな解体工事」、並びに旧市川氏邸の「現存樹木の伐採」について、以下のとおり、質問いたします。

2024 年 11 月 8 日までに回答してくださるよう、宜しくお願いいたします。

西荻ご神木けやきを守る会 共同代表一同

公開質問状

1 「搬出済みコンクリートがら」について

- 1-1. 搬出済みコンクリートがらは、産業廃棄物(以下、「産廃」という)か？
- 1-2. 搬出済みコンクリートがらが産廃であるとすれば、その排出事業者はだれか？
- 1-3. 搬出済みコンクリートがらは、だれによってどこに搬出されたのか？

2 「残存コンクリートがら及びコンクリート土台」について

- 2-1. 残存コンクリートがら及びコンクリート土台は廃棄物か？廃棄物であるとすれば産廃か一般廃棄物(以下、「一廃」という)か？廃棄物でないとすれば、だれの所有物か？
- 2-2. 残存コンクリートがら及びコンクリート土台が廃棄物であるとすれば、処分場でない土地に「廃棄物の保管基準」を満たさずに放置されている現状は、「不法投棄」にあたるのではないか？

[参考 廃棄物処理法第 16 条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。]

[参考 廃棄物については、廃棄物処理法の施行令や施行規則に「保管基準」が定められている。]

- 2-3. 残存コンクリートがら及びコンクリート土台は、なぜ昨年の解体工事の工事期間(2023 年7月 3 日～2023 年 10 月 31 日)を超えて旧市川氏邸に残存しているのか？残存させられる根拠は何か？

3 「新たな解体工事」について

- 3-1. 「解体工事」とは「建築物等(＝有価物)を解体する工事」のことであるから、コンクリート土台が廃棄物であるならば、それを解体することは「解体工事」としては行なえないのではないか？
- 3-2. コンクリート土台が廃棄物であるならば、その破碎をなぜ解体業者が行なえるのか？
- 3-3. コンクリート土台が廃棄物であるならば、飛散・流出防止対策等、廃棄物処理法に定められた処理基準に従って廃棄物処理業者が廃棄物処理施設で破碎しなければならないのではないか？

4 「現存樹木の伐採」について

- 4-1. 「解体工事」とは「建築物等(＝人工物)を解体する工事」のことであるから、解体工事業業者が解体工事によって「樹木の伐採」を行なうことはできないのではないか？
- 4-2. 杉並区みどりの条例第 9 条に基づいて、現存樹木(ご神木けやき以外の樹木も含む)を伐採する前に、どのような現存樹木保全の努力をするのか？
- 4-3. 現存樹木保全の努力として、東京都『令和 3 年度街路樹診断等マニュアル』において総合判定 B1 や B2 の樹木について必要とされている「各種の適切な処置」や「長期あるいは短期周期の観察」を実施しないのか？それらの保全努力を一切実施することなく現存樹木を伐採するとすれば、どうして「やむを得ず伐採」(みどりの条例第 9 条)すると言えるのか？

[参考:杉並区みどりの条例第 9 条 何人も、現存する樹木を保全するよう努めなければならない。やむを得ず伐採したときは、同数以上の樹木を植栽するよう努めなければならない。]

以上

1. コンクリートがらは解体業から排出される産廃

(1)産廃とは

廃棄物とは、廃棄物処理法で「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、……その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの<中略>をいう」と定義されており、環境省は「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったものをいう」と定義している。

産業廃棄物(産廃)とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」と定義されており、政令で紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(がれき類)等が産廃として定められている(法と政令とで計 20 種類)。

「コンクリートがら」とは、「がれき類」のうちのコンクリートの破片のことである。

(2)コンクリートがらの排出事業者は解体業者

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じる上記 20 種類の廃棄物を産業廃棄物(産廃)、産廃以外の廃棄物を一般廃棄物(一廃)というが、「コンクリートがら」は、事業活動(解体業)に伴って生じるから、産廃である。

建物の解体に伴って生じるコンクリートがらの排出事業者は解体業者とされており、解体業者に解体を依頼した建物所有者は、「施主」あるいは「発注者」と呼ばれる。要するに、施主の所有する「建物」という有価物が解体によって「コンクリートがら」という産廃となって解体業から排出されることになる。

産廃の収集・運搬・処分は、排出事業者自らあるいは産廃処理業者に委託して行なわなければならない。

2. 旧市川氏邸の残存コンクリート及びコンクリート土台は不法投棄されている

(1)残存コンクリートがら及びコンクリート土台は産廃

旧市川氏邸の昨年(2023. 7. 3~2023.10.31)に伴い発生したコンクリートがらは、すべて産廃であり、そのうちの大半のコンクリートがらは、敷地外に搬出された(搬出済みコンクリートがら)。

しかし、コンクリートがらの一部(残存コンクリートがら)、及びコンクリートの土台部分は、なぜか、そのまま放置されている。残存コンクリートがらが産廃であることには、疑問の余地はないが、コンクリート土台も残存コンクリートがらと同じく「解体工事に伴って発生したコンクリートがら」であるから産廃である。

注:建物の基礎は、解体工事を通じて産廃になり、排出事業者(解体業者)か産廃処理業者が運搬・処理しなければならない。建物の解体の場合に基礎を残してはいけない、ということは解体業者の間で常識である。その理由は、残された基礎は産廃になるから、解体業者は関われなくなり、産廃処理業者が、運搬し、処理するしかないが、運搬可能にするための破碎は産廃処理施設で行なわなければならないから、現場では破碎不能であり、実際には運搬も処理も不可能になるからである。

(2)残存コンクリート及びコンクリート土台は不法投棄されている

産廃は、処分またはリサイクルのルートに乗せられるもの以外が一時的に保管されることはあり得るものの、保管をするには「産廃保管基準」を順守しなければならない。

旧市川氏邸の残存コンクリート及びコンクリート土台は、「産廃の保管基準」を「囲い」以外は全く満たさずに放置されており、従って、不法投棄されていることに疑問の余地はない。

また、廃棄物であるから、廃棄物処理業者が廃棄物処理施設で処理(破碎)しなければならず、建築物等(=有価物)として解体業者が市川氏邸で解体することは違法である。そのうえ、破碎することなく、処理施設まで運搬することも物理的に不可能であるから、結局、放置するほかない。

(3)廃棄物の不法投棄についての刑事罰と行政罰

法人による「廃棄物の不法投棄」についての刑事罰は、「5 年以下の懲役もしくは 3 億円以下の罰金(行為者及び法人の両方)又はその併科」であり、また行政罰として改善命令や措置命令を受けることになる。

結論 1.旧市川氏邸の残存コンクリートがら及びコンクリート土台は廃棄物であり、不法投棄されている。

2.旧市川氏邸の残存コンクリートがら及びコンクリート土台を解体業者が解体することはできない。